

基準割引率および基準貸付利率の変更に関する件（9月17・18日）

本委員会は、令和8年9月17・18日の金融政策決定会合において、日本銀行法第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率(以下「基準割引率」という。)および同項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率(以下「基準貸付利率」という。)を、下記のとおりとすることを決定した。

記

基準割引率および基準貸付利率	年1.5%
----------------	-------